

社会的企業(Social Enterprise)、社会的起業家(Social Entrepreneur)との比較研究を通じた日本型公益ビジネスモデル構築について

渋川 智明

I. 研究の目的

近年、社会的企業(Social Enterprise)、社会的起業家(Social Entrepreneurs)という公益目的の経営や、起業が、新聞などマスコミ、雑誌メディアなどで、取り上げられるようになった。日本で論じられる場合、社会的起業家(Social Entrepreneurs)や「コミュニティ・ビジネス」(Community Business)「市民起業」(Civic Business)なども同じように使われるので、混同しやすい。明確に定義されていないが、イギリスの調査・研究などを通じて、分類するとコミュニティ・ビジネスは狭い範囲の地域に対する活動で、シビック・ビジネスは町村など行政的な区分や範囲の中で行う活動で、社会的企業はより広範囲に、そしてビジネス的な手法を持ち込んでいる。社会的起業家は、そうした社会的企業を含む社会サービスを提供するいろんな組織の起業者を表す総称、と考えたらいいのではないかな。

「今年は日本における社会的企業元年になる」と、位置づける研究者や実務家もいる。「産業革命にも匹敵するイノベーション(innovation)」と、学会で語る発表者にも出くわし、驚いた。そこまでは疑問符がつくものの、営利、非営利組織の別なく、行政を含む既存の事業体が十分にカバーできない公益を目的とした事業分野や、事業内容について、より効率的・安定的に遂行するための、新たな事業体を求めるニーズは、世界規模で広がっている。社会的企業、起業の歴史はまだ浅いが、それぞれのセクターが持つ長所、ノウハウを取り入れながら、欧米を中心に発展してきた。日本においてもNPOを始めとする新たな事業体が模索されている。

東北公益文科大学公益総合研究所は文部科学省私立大学学術研究高度化推進

事業（社会連携研究）の採択を受け、公益ビジネスの研究を推進している。

営利、非営利組織の別や、法人格の垣根を越えた新たな枠組み、事業体を追究するのがこの研究の目的である。本稿では、以下、社会的企業、社会的起業家を社会的企業でくくり、統一して、論考を進めたい。

今回は2002年から2006年までに調査研究を実施したイギリスの事例を中心に考察する。肩書き等は実施時点のものである。

II. ノーベル平和賞を受賞した社会的企業と社会的起業家

1. ユヌス氏の受賞

最近注目されたひとつの例を挙げたい。

2006年のノーベル平和賞受賞者を記憶にとどめられているだろうか。受賞したのはバングラデシュの金融機関「グラミン（農村）銀行」とその創設者のムハマド・ユヌス氏（66）である。

朝日新聞などに報じられた内容を要約すると、ユヌス氏は大学を卒業後、米国に留学。バングラデシュ独立直後の1972年に帰国し、母校の経済学部で教えていたが、大飢饉が起り、とくに貧しい人々を苦しめていることに衝撃を受けた。1976年、経済理論の研究者から転じ、貧しい人々を対象に100ドル程度の少額を無担保で融資する試みを始めた。「マイクロ・クレジット」(Micro credit)方式と呼ばれる。

融資を受ける人たちは、担保となる土地も資産もない。返済の保証もないし、ただ貸すだけでは、使ってしまうばおしまい。何より自立につながらない。融資の焦げ付きを抑えるために採用した手法が注目された。地域社会が返済の連帯責任を負うことを条件としたのである。家計を握りながらも、それまであまり能力を引き出せていなかった女性への融資に力を入れた。

融資を受けた人たちは、地域の人たちに迷惑をかけないためにも、何とかして、借りたお金を返そうと、自力で事業を始め、連帯責任を負った地域全体が支える。結果として、貧しい人や地域が経済力をつけ、返済率は9割にのぼるといわれる。女性の社会参加への道を開いた功績も認められている。

2. 銀行業も成功し、収益部門を再投資

ユヌス氏へのインタビューや、現地の調査・研究をしたわけではないので、光の部分だけを過剰に評価するつもりはないが、メディアが伝える内容や、ノーベル平和賞を受賞した功績を見ると①研究者から営利組織である銀行業経営へと転身したが、困窮者を対象に無担保融資を通じて、地域が、そして困窮者自らが経済力をつけるまでサポートしている②銀行業自体もビジネスとして成功させているほか、あまり知られていないが、グループ事業体はその収益を公益分野に再投資している。その2点をもって、グラミン銀行は社会的企業で、創設者のユヌス氏は社会的起業家であると言えよう。当初、日本のマスコミもニュースとしての扱いが地味だったが、その後、社会的意義の大きさを強調しながら、彼とその業績を徐々に大きく扱うようになった。

3. マイクロ・ファイナンス、マイクロ・クレジット

マイクロファイナンス (Microfinance)、マイクロ・クレジット (Micro credit) と呼ばれる同じような方式は、欧米にも普及している。

私は2001年の9・11テロ事件の1ヵ月後、アメリカの調査・取材をしたが、まだ煙がくすぶるニューヨーク市の現場近くのビルに、マイクロ・クレジットのNPOが、すばやく出店していた。ニューヨーク市の被害相談カウンターのすぐ隣であった。テロの影響で失業したビル清掃者やホテル従業員、客足が途絶えた通りの屋台店主など、担保や資産はおろか、中には市民権もない、困窮しているひとたちに小額融資をして、彼らが言うローン・シャーク (Loan Shark, 高利貸し) の被害を受ける前に、手を打っていた。その代表がアイビー・リーグ出身のイギリスの投資会社にいた青年で、数年後にまた金融界に復帰すると、NPOの経歴がキャリアアップにつながる、とも語っていた。イギリスでもクレジット・ユニオン (Credit Union) という同じような社会的企業がある。

ユヌス氏はアメリカでの生活経験も豊富だ。バングラディッシュに適した方式で、マイクロ・クレジットを根付かせた。今では発展途上国の1億人近い人たちの救貧対策として、注目されている。日本にもたびたび来日しており、受賞後も各地で講演などを通じ、融資を受けたものが起業などに踏み切り、経済

的に自立するプロセスの重要性を強調している。

Ⅲ. 社会的企業の基盤

1. ヨーロッパ

社会的企業、起業家はユヌス氏のグラミン銀行のように世界規模で活動をしているものもあれば、国内、地域、或いはグループ単位で活動しているものまで分野、組織規模・形態は様々である。非営利組織が多いが、民間企業などの営利組織も、いわゆるお金もうけだけが目的ではなく、収益を公益部門に再投資して、その社会的使命遂行を目的に経営されている組織も含まれることがある。その意味では営利、非営利の別も問わない。活動内容は社会福祉分野が多いが、これも多岐にわたっている。欧米の社会的企業が先駆的役割を果たしている。

EU15カ国の事例を詳細に分析した研究報告翻訳書＝カルロ・ボルザガ、ジャック・ドゥフルニ（編）『社会的企業』内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳（日本経済評論社、2004年）＝が出版されている。

イギリスはチャリティ（Charity）の伝統と、ボランティア（Voluntary）や協同組合運動の基盤の上に社会的企業がある。後に詳述したい。

イタリアは2005年9月、「生活の協同」研究会のオブザーバーとして調査・研究をしたが、1991年に国が既存の協同組合とは別に、新たに法制化した社会的協同組合が、福祉（A型）、雇用（B型）の受け皿として登場。社会的企業とほぼ同義に語られている。さらに2006年3月、社会的協同組合法に続いて、社会的企業にかかる法律が成立した。法人格を越えた社会的企業の枠組みを新たに作ろうというものである。

2006年12月2日、立教大学で、「社会的企業が拓くサード・セクターの新しい地平」－イタリア・トレントの社会的協同組合の経験から－に出席した前記研究報告書の編者、C.ボルザガ（Carlo Borzaga）・トレント大学教授は「法律の内容がどのように具体化されるかまだ明らかではないが、社会的協同組合が果たしている役割が評価され、社会的企業の重要性が今後もさらに大きくなるだろう」と語っていた。

2. アメリカ

アメリカでは税制上、優遇措置のある非営利組織としてNPO (Non Profit Organization) が良く知られている。日本のNPOと異なり、税制優遇のランクが細かく定められており、大学や病院経営をする組織まで幅広い法人が含まれる。2006年10月26日、東北公益文科大学大学院ホールで開かれたシンポジウム「A Strategic Approach to Social Enterprise: Theory and Experience from the U.S.」の講演で、コロンビア大学準教授のジェームス・マンディバーク (James M. Mandiberg) 博士は

次のように述べている。

What is Social Enterprise?

Currently no standard definition

– Many people use it very broadly to refer to innovations that benefits social and/or environmental conditions.

Traditional Uses

1 . Market activity by nonprofit organizations (or sometimes government) to advance their social missions.

2 . The use of business methods for social goals

– The Body Shop

– Solar energy companies

3 . “Process re-engineering/reinvention” – The use of business methods to improve the operation of nonprofit organizations/government

要約すると、かつては非営利組織（時には政府）が社会的使命や目的のために、ビジネスの手法を活用して組織を改善しながら、市場活動を行うことだったが、最近では定まった定義はなく、社会や環境の改善、利益につながる改革を幅広く指し示している。

3. 日 本

日本では1998年からNPO法により、特定非営利活動法人（NPO法人、Non Profit Organization）が認証され、すでに3万法人を超えている。社会的企業を考える場合、NPO法人をまず念頭に置きたくない。官民を問わず、既存のセクターがカバーできない、或いは解決できない課題に取り組んでいるという点では共通している所も多い。日本でも、社会的企業、社会的起業家と呼んでもいいNPOも出てきてはいるが、ビジネスの手法を積極的に取り入れ、収益を確保し、不動産などの資産を維持しながら公益目的の分野に再投資をしているという点において、日本において、比肩できるような新たな事業体は未だ発展途上の、しかも初期の段階にあるといわざるを得ない。

しかし地方自治法の改正により、2003年9月から公共施設の運営を民間に管理させる指定管理者事業が始まり、首都圏の自治体ではNPO法人与民間企業や、それまで管理を委託されていた第3セクターが共同事業体を組み、それぞれのノウハウを生かして受注した例も出てきている。また国民健康保険料の徴収事務など今のところまだ一部にとどまってはいるが、国や地方自治体の事業を入札にかける市場化テストも始まった。新しい事業体を求める動きは、行政サイドからも高まっている。

IV. イギリスの社会的企業

1. 政府の規定

本章では特に先駆的役割を果たしているイギリスの社会的企業を、現地での調査研究や収集した資料に基づいて詳述したい。社会的企業は国によって、制度、法律、社会における位置づけがそれぞれに異なる。

イギリスの貿易産業省(Department of Trade and Industry)は2001年10月、「社会的企業課」(The Social Enterprise Unit)を発足させた。社会的企業が始めて政府から公式に認知されたと、認識されている。2002年7月、「社会的企業：成功のための戦略」(Social Enterprise：a strategy for success)を刊行、積極的な支援策を推進している。社会的企業について、次のように規定している。

①社会的目的を持った事業で

- ②利潤はその事業、あるいは地域社会に再投資する
- ③所有者や株主のための利潤追求でなく、再投資のために利潤を追求する

2. パイオニア

(イ) アンドリュー・モーソン

イギリス貿易産業省の社会的企業課発足のきっかけになったのはロンドンのシンクタンク「デモス」(DEMOS)による報告書「社会起業家の勃興」(The Rise of Social Entrepreneur, 1997)である。

デモスはブレア政権に政策面から強い影響力を持っている。この報告書の中では社会起業家(Social Entrepreneurs)という言葉が使われている。Entrepreneursはアメリカで使われることが多いが、報告書は数人のイギリスにおける改革者のうち、3人のロンドンのパイオニアをあげている。

その第一人者として知られるのがアンドリュー・モーソン(Andrew Mawson)牧師。

1984年、ロンドンの東にあるブロムリー・バイ・ーボウ(Bromly-by-Bow)地区の教会に赴任した。この地区は移民が多く、50の言語が飛び交うと言われ、失業者が多い貧困地域だった。モーソン牧師はほとんど見捨てられていたこの教会を地域の託児所として解放。15年間の間に、3つの公園、工房、カフェ、フィットネス施設、英語教育プログラム、NHS(国営医療保険)適用のヘルスセンターなどを設置した。当初は行政も無関心だったが、地道な働きかけでパートナーシップなどを通じて、見違えるような地区に生まれ変わらせた。

105人の職員は雇用している。40の社会的企業を興し、センターの運営費用のうち売り上げや施設貸与収入が54%と半分を超え、補助金と寄付が35%、基金運用収入が11%。モーソンさんは後に王室の晩餐会にも招かれ、2002年7月、チャールズ皇太子がカフェの開会式に訪れた。

デモス報告はあと2人の先駆者をあげている。

アデル・ブラックスロウ(Adele Blakebrough)さんと、ヘレン・テイラー・トンプソン(Helen Taylor Thompson)さんの2人だ。

ブラックスロウさんは南西ロンドンにある麻薬患者の治療、支援センターの責任者。テイラーさんはやはりイーストロンドン地区のマイルドメイ病院を立

て直した病院理事で、閉鎖の危機にあった病院を、エイズ患者のための世界的レベルの治療・ホスピス病院にした。

モーソンさんら3人は1998年、CAN(地域活動ネットワーク、Community Action Network)を設立した。CANのビルはウエストミンスターの時計塔にほど近いテムズ河畔にある。社会の様々な分野で活動する社会起業家が入居している。CANはイギリスだけでなく、オーストラリアやニュージーランドにもネットワークがある。

モーソンさんは「最初は行政も、それはできない、と消極的な理由をカバンいっぱい詰めてきた。これまでの慈善家は、貧困地区に来て立派なことを言うが、言い終わったら高級住宅街に帰ってゆく。それでは誰も真剣にならない。私たちはそこに住んで住民と一緒に考えた。そこから徐々に広がっていった。社会的セクターもビジネスの規律を当てはめて、ビジネス資本を導入して、双方が利益を得ることができる」と話していた。

イギリス貿易産業省の「社会的企業：成功のための戦略」作成には、モーソンさんも参画した。

(ロ) ビッグ・イシュー

同じように参画したのがモーソンさんと並ぶ社会的起業家で、「ビッグ・イシュー」(The Big Issue)の創刊者ジョン・バード(John Bird)さん。ビッグ・イシューは日本でも創刊され、主要都市で発売されている。ホームレスが自立を得るために街頭で売る週間のニュース・エンターテインメント雑誌で、ジョン・バードさんはジャーナリスト出身だが、ホームレスの経験がある。その体験から「hand out」(施し)でなく、「hand up」(1ランク上の自立)を目指す。これがビッグ・イシューの目標だ。

1991年に創刊。ロンドン市内で12万2000部。スコットランド、ウエールズを含むイギリス全土で25万部が発行されている。1995年には財団(Foundation)を設立。刊行物だけでなく、ホームレスの教育訓練や、住宅、職業紹介などもしている。

ビッグ・イシューを売ることができるのはホームレスだけ。1冊を50ペンスで仕入れ、1ポンド20ペンスで売る。差額70ペンスがホームレスの収入になる。

私がロンドンの本社を訪れた時もホームレスが一階のカウンターで雑誌を仕入れ、街頭へと向かって行った。ラッシュアワーに間に合うよう午前7時から立ち売りを始めている。

財団代表、ルーシー・ラッセルさんは「ホームレスは飲酒や麻薬、生活ルールの欠如など様々な問題を抱えている。ここに来れば自立への扉が待っているが、開けるのは我々ではない。ホームレス自身が一種の小型ビジネスをして、自らドアの向こうに踏み出さなければならない。社会的企業という仕事は、ビジネスとチャリティの2つの側面を備えている必要がある」と語っていた。

3. ブレア・労働党政権

社会的企業の台頭は、1997年のトニー・ブレア(Tony Blair)労働党(Labor Party)政権の登場と密接につながっている。ブレア首相は先に退陣を表明したが、次期ブラウン政権に社会的企業に関する政策がどのように扱われるか興味深い。

戦後、福祉国家を目指したイギリスは、1970年代に入ると、中央・地方を通じた行政や国営企業のガバナンス、雇用関係の非効率・硬直化などが表面化。いわゆる「英国病」が問題視され、1979年に労働党政権に代わり、保守党から「鉄の女」サッチャー政権が登場した。

(イ) CCTからベストバリューへ

ブレアが政権に就くまでのサッチャー、メージャー保守党政権は、労働党の支持基盤になっていた地方自治体の改革など行政改革を推進。サッチャー政権下では、民間経営の手法を取り入れ、公共事業の民営化、福祉分野へのボランティア・セクター参入を積極的に進めた。ボランティア・セクターは、自主的な活動から、行政と契約を交わし、行政に代わり市民サービスを提供するコントラクト・カルチャー(Contract Culture)へと変質する契機になった。

1980年に法制化された「強制競争入札」(CCT、Compulsory competitive tendering)で、公的セクターの仕事でも入札に破れれば、民間に委託、あるいは部署を丸ごと移管させた。

日本でも、2003年9月、図書館、美術館など公共施設の管理運営をNPO法

人を含む民間にゆだねる指定管理者制度、そして2006年6月、行政改革関連法が成立し、市場化テストが導入された。効率の良くない公的部門を民間に委託・移管するのが目的だが、入札に公的部門を参加させず、対象分野も公的年金の徴収事務、雇用改善事務など一部にとどまっている。

イギリスでは、契約の内容が厳しく、徹底した民間移行・移管が進んだため、地方団体が反発してきた。このため労働党政権は、CCTに代わるものとしてベストバリュー（Best Value）を打ち出した。民間手法の導入や市場原理を念頭に置いた改革の道筋は引き継ぎながらも、市場原理に過度に偏らない自治体の業績評価や住民との協働を推進する、という考え方である。

本当に必要で、価値あるものは何か。行政と民間が契約による対立の関係から、ボランティア・セクターを含む民間と行政とのパートナーシップ（Partnership）により、社会問題を解決していこうという手法であろう。

少子高齢社会を迎え、多様な社会のニーズに公的セクターが十分に答えることができなくなった。サービスの内容についても、財政的な負担についても、そうであろう。ボランティア・セクターを含む民間との協働がなければ、安定的な運営は難しい。プレー政権はそれを期待している。その中でも、社会が求めているのは社会保障の分野における活動が多い、と言ってもいいだろう。

（ロ）コンパクト

1998年11月、労働党政府とボランティア組織との間で「コンパクト」（Compact）と呼ばれる協定文書が取り交わされた。1ヶ月前、スコットランドでスコテッシュ・コンパクトが成立している。政府がVCS（Voluntary Community Sector）との関係を見直し、VCSもディーキン報告などにより、政府との関係改善を提言していた。コンパクトには、共通のビジョンやそれぞれの責務などが記載されている。行政がボランティア・セクターなどに仕事を委託したり、契約をする場合、仕事上の約束事を列挙した文書のマニュアルである。地方自治体は、中央政府のコンパクトを参考にそれぞれローカル・コンパクトを作成する。

4. チャリティ法の改革

(イ) 社会的企業のルーツと法制度

ボランティア・セクターはチャリティ法 (Charity Act) の適用を受けているところが多い。チャリティ法 (Charities Act, 1960年) は、エリザベス I 世時代の公益ユース法 (Statute of Charitable Uses, 1601年) に起源をさかのぼることができる。チャリティ活動は、伝統的に教会や篤志家が救貧対策として慈善事業 (Charity) を行ってきた。社会事業家とも呼ばれる。一方、市民レベルの慈善活動はボランティア (Voluntary Sector) が担う。そうした社会的な基盤からボランティアをはじめ、公益信託法 (The Charitable Trust Act, 1853年) によるトラスト (Trust) など様々な非営利団体が生まれた。

税制優遇が受けられる登録チャリティは、法人格の有無を問わない。

チャリティ登録19万団体のうち、過半数は公益信託 (Trust) など法人格はない。法人格を有する組織としてチャリティを設立する場合、ほとんどが現行の会社法上の保証有限会社 (CLG, Company Limited Guarantee) を設立している。他に産業地域組合法上 (Industrial and Provident Society, 略称 IPS) の地域利益組合など。最近では CLG が50%で1位。

チャリティ資格のある法人格なき公益信託組織などが、CLG や株式会社を別に設立して、そこの収益を再投資するなどの2重構造になっていることが多い。

しかし公益信託と CLG など2つの組織を管轄する役所が内閣府と貿易産業省に分かれているタテ割り構造。

保証有限会社 (CLG) は株式を発行できず、社員が資本を拠出することはなく、補償額は1ポンドということが多い。営利事業を安定的に実施することが難しい。

IPS は協同組織で、議決権は1人1票。利益を上げるための組織ではないため、会社組織に比べ、柔軟性に欠けるといわれる。IPS のうちコミュニティ利益組合 (CBS, Community Benefit Society) は自動的にチャリティが取れるが、解散時の残余財産配分はできないが、利子配当の節度ある支払いは許される (伊藤 2005)]。

イングランド銀行の「社会的企業」に関する調査 (2003年) によると、法的

性格はCLGが70パーセント、株式会社が10パーセント、IPSが6パーセント、CBSが4パーセント、その他11パーセントとなっている。

(ロ) 地域利益会社の創設

社会的企業と呼ばれる組織・団体は、現在、法人格が多様で、組織運営の面からも、いずれも制約が多い。このためエリザベスI世時代以来、約400年ぶりに大改革が進んでいる。

イギリスのチャリティ法、会社法が改正され、2005年7月、地域利益会社（Community Interest Company, CIC）が創設された。

社会的目的のための事業をする社会的企業（Social Enterprise）はCLGやIPSが多いことは先に述べた。しかしCLGは株式発行や地域開発公社（Community Development Finance Institution）などからの借入金の調達も認められていない。IPSも個人の保有株式額に制限がある。

一方、地域利益会社（Community Interest Company, CIC）は配当率を固定した優先株の発行や出資も受けられる。適用を望む社会的企業は、CLGが株式会社（CBS）の法人格を残したままCICを選択できる。

しかし設立の際、公益目的か地域目的かをパブリック・インタレスト・テストで判定される。OKが出ても、事業目的が親企業や株主への寄付・配当ではなく、利益を社会目的に還元することが求められ、税制優遇はなく、課税される。さらに会員、株主への利益処分に対し、資産が保護され、資産を処分できないことなどが盛り込まれている。営利企業とチャリティの中間に位置するが、ビジネスの側面を強化した組織と言える。

朝日新聞(2006年5月4日、朝刊「世界発 2006」)は200社のCICがスタートし、またDTIは国内で活動する社会的企業は1万5000社を超え、80万人分の雇用の受け皿になっている、と見積もっていることを報じた。

改革では、CICのほかに収益事業もできるチャリティ法人（Charitable Incorporated Organization, CIO）を創設、財団か社団の形式を選択できるようになった。

5. 公益ビジネスプロジェクトによる社会的企業事例調査

(イ) ソーシャル・エンタプライズ・ロンドン

直近の英国訪問調査・研究では、2006年9月、東北公益文科大学公益総合研究所公益ビジネスプロジェクトチームの一員として、イギリス・ロンドンの社会的企業を現地調査した。

最初に訪れたのは、社会的企業の支援を目的とした連合体であるソーシャル・エンタプライズ・ロンドン（Social Enterprise London）。オフィスの場所はかつて、通りから奥まった一角にあったが、テムズ河を見渡せるロンドン橋近くの近代的な高層ビルの広いフロアーに変わり、スタッフも一気に17人へと格段に強化されていた。ソーシャル・エンタプライズ・ロンドンの創設者、ジョンナサン・ブランド(Johnathan Brand)さんは現在、社会的企業の全国連合会（Coalition）代表である。オフィスもロンドンの中心街、リージェント・ストリートに構え、05年1月、初の全国大会を開いた。協同組合運動などの経歴がある。「社会的企業と名づけたのは私だ」と語っている。

現在のロンドン事務局長はアリソン・オグデンニュートン（Allison Ogden=Newton）さん。

「私たちは営利目的に活動しているのではないが、収益を上げ、財政基盤を確立しなければ安定して、継続的に事業を続けられない。自治体や国の補助金に頼っているだけでは、いずれ行き詰まる。経営、活動ともに自立できるノウハウと、実行力が必要だ。それには公益目的の活動といえども、ビジネスの手法も取り入れる必要がある」と強調していた。

現地調査研究で今回、訪れた最近の社会的企業の活動事例を現場から少し紹介したい。

(ロ) ECT

ロンドン西部のイーリングにあるECT（Ealing Community Transport）はチャリティの適用を受けると同時に傘下のグループ全体を統括する「ECT GROUP LTD」が、先に述べた社会的企業の新しい事業体CICの認証を受けた。

25年前に高齢者や、障害者の車による移送サービスを始めることからスター

トしたが、今は移送のほか、コミュニティ鉄道の運行、保線作業、廃棄物のリサイクル、道路清掃、家屋改装、在宅介護など幅広く事業を展開している。

代表のステファン・シアーズ（Stephen Sears）さんは「事業は自治体と契約することが多いが、コスト面、技術、サービスの質において、競合する民間企業をしのいでいる。従業員の待遇も、上回っているので、企業からの移籍組もいる。C I Cは収益を株主のためではなく、地域に還元する目的なので、自分たちの組織に合っている」と話す。C I Cの認証を受けたが、資金面では、自治体と契約した債権を担保に銀行から融資を受けられるので、今はC I Cの仕組みを利用した資金導入はしていないと言う。

E C Tのほか、ロンドンのH C T（Hackney Community Transport）は高齢者や障害者の移送から発展して、今はロンドン市内のあの有名な赤い2階建てバスを、民間企業と同じように運行している。

（ハ）コイン・ストリート

2006年9月の訪問調査・研究では、主に保健・福祉の分野で活動する社会的企業を現地調査したが、これまでの訪問調査を含めて振り返ると、英国の社会的企業が社会のあらゆる分野に進出していることが改めて、分かる。

テムズ川南岸に広がる「COIN STREET」一帯の再開発もそのひとつである。地域住民が中心になって創った社会的企業が、廃墟になっていた倉庫や工場を再開発。「OXO TOWER」とよばれるビルや住宅地を建設。今はマンションやレストラン、芸術家のアトリエなどを組み合わせた新名所に生まれ変わった。テムズ川南岸の散策を楽しむ人たちの観光地として、いつもにぎわっている。

日本で同じような事業を実施するには、資金面、組織体制、行政との協力、法的整備などの面から、とてつもなくハードルが高い。現状では実現不可能といたったほうがいいだろう。

先に登場したソーシャル・エンタプライズ・ロンドンのアリソンさんは、朝日新聞のインタビュー（2007年4月21日付け朝刊、分裂にっぽん）で、コイン・ストリート再開発について「政府や企業主導の再開発との違いは何でしょうか？」と問われて、次のように答えている。

「行政主導だと、巨大な公共住宅ばかり並ぶ無味乾燥な街になりかねない。

行政は暮らしに彩を与える飲食店の経営や地元の祭りの企画ができない。一方、利益優先の一般企業に任せれば、荒廃地域への投資を手控えるか、巨大な事務所群を建設し、利益は地域外に吸い上げられる。社会的企業が開発主体となって初めて、街は活気を取り戻す。人々が暮らしたい環境が生まれれば、行政や一般企業の投資も呼び込みやすくなり、行政、企業、住民の間に有機的なつながりが生まれる」

V. 研究の目標

日本の現状と、海外の事例を中心とした比較研究により、イギリスの社会的企業と日本のNPOを含む組織や現状とをストレートに比較することは慎みたいが、それでもなお、国を超えて共通する課題や、それを克服するための方法論、目標達成へのポイントなどは、驚くほど似通っている。英国の社会的企業も、社会一般に理解が進んでいるか、というとそれほどでもないのが現実だし、資金的にはやはり今も、苦境にある。活動する組織や団体も1枚岩ではない。それでも果敢に挑戦し続ける前向きなベクトルを、各方面から感じ取ることができる。

ブレア首相の退陣により、次期ブラウン政権が社会的企業のこれからの政策を担当することになる。ブレア政権末期、先に述べた貿易産業省のソーシャル・エンタープライズ・ユニットと、内務省のアクティブ・コミュニティ・ユニットとを合体させ、内閣府にオフィス・オブ・サード・セクター（Office of the Third Sector）をスタートさせた。また保健省（Department of Health）は新たにソーシャル・エンタープライズ・ユニットを独自に設けた。政府の支援策を強化したとも、後退したとも言われているが、

保健省のユニット長、スー・ホワイト（Sue White）さんは私のインタビューに対し「社会的企業の重要性は政権が変わろうとも、影響されない。政府としても、保健・福祉の分野を始め、もっともっと広げてゆきたい」と話していた。

日本における社会的企業、社会的起業家研究の一環として、公益総合研究所で公益ビジネスという観点から、アプローチを進めている。本稿は英国の事例を中心に考察したが、イタリア、アメリカなどについても研究を進めている。

外国との比較研究と並行して、国内においては全国の事例調査や、庄内における実践を通じて、少子高齢化を視点に据えた福祉サービス、まちづくりや地域経済の発展などをテーマに研究をさらに推進し、日本型公益ビジネスモデルの理論・実証面からの構築を研究の最終目標にしている。なお本稿は公益総合研究所公益ビジネスプロジェクトの研究実績を示す2006年度報告書に掲載された「イギリス、イタリアに見る社会的企業 (Social Enterprise)」の内容、研究成果に基づき、再構成し、加筆、修正して執筆した。

参考文献

- 岡田浩一・藤江昌嗣・塚本一郎編著『地域再生と戦略的協働』(ぎょうせい、2006)
- 伊藤善典「勃興する社会企業」『週刊社会保障』(2005年4月4日、11日、18日号)
- 田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』(日本経済評論社、2005年)
- カルロ・ポルザガ、ジャック・ドゥフルニ(編)『社会的企業』内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳(日本経済評論社、2004年)
- 塚本一郎、古川俊一・雨宮孝子(編著)『NPOと新しい社会デザイン』(同文館出版、2004年)
- 財団法人公益法人協会『英国チャリティ調査ミッション報告書』(2004年、同協会発行)
- Social Enterprise London, (2003) *Keeping it Legal—Legal forms for social enterprises*
- Demos, (1997) *The Rise of The Social Entrepreneur*

社会的企業の組織形態・法人形態別分類

| 組織形態（重複回答あり） | | 法人形態 | |
|--------------|-----|----------------|-----|
| 非営利組織 | 49% | 保証有限会社 | 69% |
| ボランティアセクター | 40% | 株式会社 | 10% |
| 協同組合 | 24% | 産業節約組合（真正協同組合） | 6% |
| コミュニティ企業 | 17% | 同（コミュニティ利益組合） | 4% |
| チャリティの子会社 | 8% | 個人商店 | 1% |
| 社会的ビジネス | 6% | 合名会社 | 1% |
| 民間会社 | 6% | その他 | 8% |
| 開発トラスト | 5% | 不明 | 1% |
| ソーシャル・ファーム | 5% | | |
| その他 | 2% | | |
| 不明 | 1% | | |

出典：Bank of England, *The Financing of Social Enterprises: A Special Report by the Bank of England*, 2003

非営利セクターと他セクターとの関連（内閣府、貿易産業省資料などから作成）

